

男女共同参画社会基本法制定 10 年関連行事について

- 男女共同参画社会基本法制定 10 周年を迎え、今後の施策・活動展開につながるものとして。
- 特に、若い世代に関心を持ってもらえるよう工夫が必要
- 男女共同参画社会の形成に向けた国民的運動としていくため、行政だけでなく、各団体の取組を期待

＜内閣府が予定している関連行事＞

■ 全国会議【平成 21 年 6 月 26 日予定】

毎年、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの1週間）において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る全国大会を開催しており、平成 21 年については、基本法制定 10 年をテーマにしたセッションを企画する。また、各団体の活動を紹介するパネル展示を行う予定。

■ シンボルマーク・標語の作成【4 月報道発表、6 月 26 日結果発表＋表彰】

男女共同参画社会の新たなステージを象徴するシンボルマーク及び標語を募集し、公表する。また、上記全国会議において採用された案の考案者に対する表彰を行う。

■ 白書・刊行物による特集【6 月～7 月頃公表予定】

毎年6月頃国会報告・公表している白書や、毎月発行している男女共同参画局の広報誌「共同参画」等において、10 周年にちなんだ内容の特集する。また、上記全国会議においても販売・配布する。

■ その他、以下の会議・媒体で周知

- 都道府県主管課長等会議、ブロック会議、フォーラム、宣言都市サミット
- 男女共同参画推進連携会議
- 男女局ホームページ
- 男女局情報メール（メールマガジン）
- パンフレット（和文・英文） 等